

加工・組立輸出貨物確認申告書（P－7700）

「輸出貨物の品名等」欄の「輸出申告価格の計算の基礎」欄には、製造価格（通常の一般管理費及び利潤を含む。）及び船積みまでに要する費用等を記載する。

「加工（組立）地名及び加工（組立）業者名」欄には、輸出原材料を原料として製品の加工又は組立てを行う国（地）及び製品の加工又は組立てを行う業者名を記載する。

「加工又は組立の概要」欄には、輸出原材料を原料として加工又は組立てられる製品の工程の概要を記載する。

「その他参考となるべき事項」欄には、生地見本の提出の有無を記載する。また、契約書等が提出されない場合、「令第 22 条第 2 項ただし書扱い」である旨を記載する。

〔契約実績表（総括）（P－7700 号－2）〕

「輸出申告価格」欄には、減税対象となる輸出原材料の輸出申告価格（合計額）を記載する。

「年月日」欄には、当該委託加工契約についての確認年月日を記載する。

「税関官署名」欄には、確認税関官署名を記載する。

「契約に係る輸出原材料価格」欄には、1 契約にかかる輸出原材料の輸出申告価格（合計額）を記載する。

〔契約実績表（個別）（P－7700 号－3）〕

契約実績表（個別）は、輸出原材料ごとに作成する。

「品名等（性質、形状等）」欄には、輸出原材料の 1 品名のみを記載する。

「実輸出数量」欄には、1 輸出にかかる「品名等（性質、形状等）」欄に記載された輸出原材料の通関済み数量を記載する。

「年月日」欄には、当該委託加工契約についての確認年月日を記載する。

「契約数量」欄には、当該委託加工契約上の輸出原材料（「品名等（性質、形状等）」欄に記載されたものに限る。）の数量を記載する。

「残数量」には、実輸出数量から契約数量を差し引いた数量を記載する。